

令和8年度

長崎県建設工事入札参加申請要領

【長崎県知事・大臣許可業者用】



長崎県土木部監理課

長崎県土木部監理課 建設業指導班	〒850-8570 長崎市尾上町3-1 TEL 095-894-3015 (直通) FAX 095-894-3460
---------------------	--

長崎県が発注する令和8年度の建設工事の入札参加希望者は、下記の要領で申請して下さい。

1. 申請資格

- (1) 建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けた者のうち、**令和6年7月1日から令和7年6月30日を審査基準日**とし、同法第27条の29の規定による総合評定値の請求を行った者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しない者であること。（なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しない者である。）また、同第2項の規定に該当しない者であること。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の許可を受けている者であること。
- (4) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団排除要綱に基づき排除措置を受けていない者であること
- (5) 長崎県税の未納がない者であること。
- (6) 消費税及び地方消費税の未納がない者であること。
- (7) (1)の経営事項審査の審査項目の中の「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」の3項目について、いずれも「無」に該当しない者であること。
- (8) 長崎県建設工事入札参加者格付要綱第10条第2号により入札参加資格を取消された者で、当該取消しの日から1年を経過しない者でないこと。

※ 第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 1 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2. 申請期間

令和7年10月1日（水）から令和7年11月14日（金）

3. 申請方法

長崎県電子申請システムによる申請のみとします。

4. 添付書類

- (1) 対象となる審査基準日における「**経営事項審査結果通知書**」

・ 知事許可…**添付不要。経営事項審査を申請中の場合のみ、以下を記入すること。**

書面申請：申請年月日・・・システムに記入

電子申請：申請番号・・・システムに記入

- ・大臣許可…**添付必要。経営事項審査を申請中の場合は後日提出することを誓約の上、以下の資料を添付すること。**

申請中であることが分かる資料（申請書の写しなど）・・・システムに添付

(2) 建設業許可通知書（又は許可証明書）

※大臣許可業者のみ必須（県内知事許可業者は添付不要）

（希望業種について記載のある、有効期限内の許可書全て）

(3) 「県税の未納がない」旨の納税証明書

（入札参加申請時点で証明日が直前3カ月以内のものに限る。）

（各振興局の税務担当部署で証明書の交付を受けること。）

(4) 「消費税及び地方消費税について未納がない」旨の納税証明書

（入札参加申請時点で証明日が直前3カ月以内のものに限る。）

（管轄の税務署で証明書の交付を受けること。）

(5) 「受任営業所に係る委任状」・・・該当のみ

(6) 「受任営業所に係る入札参加希望業種一覧表」・・・該当のみ

(注 意)

次に掲げるいずれかの事項に該当する場合は(5)の代わりに非課税であることが確認できる資料を該当項目に添付してください。

- ① 基準決算日における決算で非課税（前々期の売上高1,000万円以下）である場合。
- ② 法人設立後2期以内で免税である場合。

5. そ の 他

- (1) 申請期日は厳守して下さい。
- (2) 申請は[長崎県電子申請システム](#)からお願いします。（**※随時申請とお間違いのないようご注意ください!**）
- (3) 建設業従事職員数の確認については入札参加資格申請ではなく主観的審査事項（以下、主観点）の届出にて確認することとなりました。

※主観的審査事項について(県内業者)

令和7年度長崎県建設工事入札参加資格に係る主観点の届出については、別途受付を行います。届出方法等詳細については、[県ホームページ](#)（6. 主観的審査事項（主観点）について）をご参照ください。

様式等見本

図-1

(A4 ヨコ)

納税証明書

第 号

<p>納税者又は特別徴収義務者 住 所 (所在地) 氏 名 (名 称)</p>		<p>下記のとおり相違ないことを証明します。</p> <p style="text-align: right;">印</p>
<p>証明事項</p>		

図-2

(A4 タテ)

(未納税額がないこと用)

納 税 証 明 書
(その3・未納税額のない証明用)

住 所 (所在地)

氏 名 (名 称)

1 消費税及地方消費税について未納の税額はありません。
以 下 余 白

徴管(証明) 第 号
上記のとおり、相違ないことを証明します。
令和 年 月 日 長崎税務署長
財務事務官

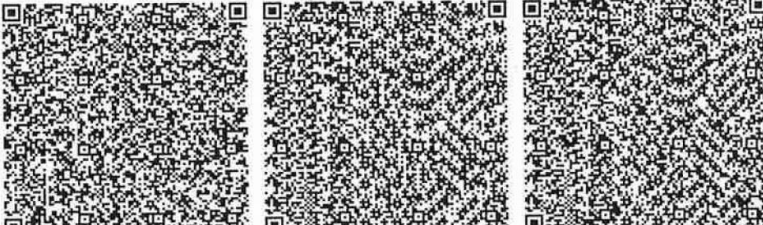


図-3

委任状

令和 年 月 日

長崎県知事様

委任者

印

今般下記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

受任者

印

委任事項

1. 入札及び見積に関する件
1. 契約締結に関する件
1. 請負代金（委託料）の請求及び受領に関する件
1. 保証金の納付並びに還付の請求及び受領に関する件
1. 上記に係る諸願届出について
1. 復代理人の選出及び解任について
1. 共同企業体の結成及び結成後の共同企業体に関する上記各項目に定める行為について
1. その他契約履行に関する一切の件

委任期間

令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月31日 まで

入札参加資格に係る営業所の委任について（監理課取扱）

入札参加資格に係る営業所について、委任を希望する場合は届出が必要です。

入札参加資格申請後、委任している営業所について下記の事項に変更が生じた場合や、新たに営業所に委任する場合は、「入札参加にかかる委任事項変更届」と添付書類を提出してください。変更届及び委任状は下記ホームページからダウンロードできますのでご利用ください。

（掲載場所）長崎県トップページの上にある【組織で探す】をクリック

→ 土木部 監理課 → 建設業関係 → 入札参加資格

※委任を行わない場合は提出は不要です。建設業の許可関係での営業所の新設、変更届出とは別に届出が必要となります。これらの届出を怠ると、入札参加資格者名簿への掲載、修正が行われませんのでご注意ください。

◆変更事項及び添付書類

	変更事項等	添付書類
1	営業所・支店名	・建設業許可の変更届出書（様式22号の2）の写
2	受任者の氏名	・委任状 ・建設業許可の変更届出書（様式22号の2）の写
3	所在地・郵便番号・電話番号	・建設業許可の変更届出書（様式22号の2）の写
4	登録業種の変更	・建設業許可の変更届出書（様式22号の2）の写
5	営業所の廃止	・建設業許可の変更届出書（様式22号の2）の写

様式等見本

変更届	委任状								
<p style="text-align: right;">県内業者用</p> <p style="text-align: center;">入札参加にかかる委任事項変更届</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>長崎県知事 様</p> <p style="text-align: center;">所在地 商号又は名称 代表者名 許可番号</p> <p>令和 年度の入札参加にかかる委任事項に下記のとおり変更がありましたので、関係書類を添えてお届けします。</p> <p>◎変更事項（該当するものを○で囲む）</p> <p>1 営業所・支店名 2 受任者 3 所在地（営業所・支店） 4 電話番号 5 その他（営業所における許可業種等）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>変更事項</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> <th>変更年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	変更事項	変更前	変更後	変更年月日					<p style="text-align: center;">委 任 状</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>長崎県知事様</p> <p style="text-align: center;">委任者</p> <p style="text-align: right;">Ⓜ</p> <p style="text-align: center;">今般下記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。</p> <p style="text-align: center;">受任者</p> <p style="text-align: right;">Ⓜ</p> <p>委任事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 入札及び見積に関する件 1. 契約締結に関する件 1. 請負代金（委託料）の請求及び受領に関する件 1. 保証金の納付並びに還付の請求及び受領に関する件 1. 上記に係る諸願届出について 1. 復代理人の選出及び解任について 1. 共同企業体の結成及び結成後の共同企業体に関する上記各項目に定める行為について 1. その他契約履行に関する一切の件 <p>委任期間</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで</p>
変更事項	変更前	変更後	変更年月日						

入札への参加を希望される建設業者の皆様へ

長崎県土木部建設企画課

下記の項目に該当する場合、別途 電子入札システム等の手続きも必要です。

項目	手続き方法
初めて電子入札を利用	電子入札システム・電入補助システム上で 登録・変更が必要
入札参加資格審査随時申請後、電子入札を利用	
代表者名変更	
営業所長名変更	
商号名称変更	
営業所名変更	
住所変更	
電話番号変更	
メールアドレス変更	

具体的な手続き方法については、下記ホームページ内の「事前準備について」等をご覧になるか、「長崎県 建設企画課」へお問い合わせください。

◆お問い合わせ先◆

長崎県 建設企画課

TEL : 095-894-3023

受付時間：9：00～12：00、13：00～17：30（平日のみ）

ホームページ：[長崎県 入札情報サービスポータルサイト \(pref.nagasaki.jp\)](http://pref.nagasaki.jp)

【注意】入札案件に対する具体的な質問（工事の内容等）については、
お答えできませんので、各発注機関へお問い合わせください。

【はじめて入札に参加される方へのお知らせ】

(1) 電子入札の利用者登録はお済みですか？

長崎県が発注する建設工数の多くは、電子入札で行われます。この電子入札に参加ご希望の方は、パソコン等の準備に加え、電子入札参加申請と利用者登録（※）を行う必要がありますので、長崎県入札情報ポータルサイトの電入補助システムと電子入札システムで登録を行ってください。

なお、利用者登録が行われていない場合、電子入札の案件には指名されませんので、十分ご注意ください。

※利用者登録は1度だけで、毎年行う必要はありません。ただし、登録した情報に変更があった場合は、随時、変更を行う必要があります（後述の（2）参照）。

【以下は利用者登録がお済みの方へのお知らせ】

(2) 代表者、会社名、住所等に変更があった場合、電子入札の変更手続きはお済みですか？

代表者、会社名、住所等に変更があった場合、利用者登録の情報を更新するため、建設業法上の届出とは別に、民間認証局への申請と長崎県入札情報サービスポータルサイトの電入補助システム及び電子入札システムで変更登録が必要になる場合がありますので、変更の内容に応じた所定の変更手続きを行ってください。

なお、変更手続きを行わず、事実と異なる利用者登録情報のまま行った入札は無効となる場合があるため、十分ご注意ください。

(3) ICカードの有効期限は切れていませんか？

有効期限が切れているICカードでは、電子入札に参加することができませんので、有効期限が途切れないように、新たなICカードを取得し、利用者登録を行ってください。

なお、登録されているICカードの有効期限が切れている場合、電子入札の案件には指名されませんので、十分ご注意ください。

系列会社についての届出

(申請者の系列関係に変更(新規該当、非該当、届出内容の変更)がある場合は「変更届出書」を申請願います)

1. 同一の入札では系列会社同士の参加は認めていません

- 長崎県は系列会社に該当する複数の者の同一入札への参加を認めていません。
- ・一般競争入札の場合は、自主的に1社のみ応募して下さい。もし系列会社該当業者が、複数同一入札に参加した場合は、その者のした入札は無効となります。
 - ・指名競争については県が1社のみを指名します。

2. 系列会社として見なす基準は、以下のとおりです

以下のいずれかに該当する二者(組合(共同企業体を含む)とその構成員の関係も対象)以上の場合。

1) 資本的關係

- ① 子会社等と親会社等の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

2) 人的關係

- ① 役員の兼任
- ② 役員と管財人の兼任
- ③ 管財人の兼任

3) その他入札の適正さが阻害されるおそれがある場合

- ① 組合とその構成員が同一の入札に参加している場合。
- ② その他上記1又は2と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3. 系列会社についての届出書・変更届出書の申請のお願い

(届出書)

新たに入札参加資格申請を行う(届出書未提出)企業は、「系列会社についての届出書」を申請して下さい。

(変更届出書)

届出書の申請以後に、内容変更、又は解除が生じた場合は、2週間以内に「系列会社についての変更届出書」を申請して下さい。(申請していない場合は速やかに申請して下さい)

※系列会社についての届出書・変更届出書は、長崎県土木部(建設企画課)のホームページから電子申請により行ってください。

※系列会社の取り扱い基準の考え方、系列会社の考え方、具体事例(ケース)は、長崎県土木部(建設企画課)のホームページからダウンロードできます。

4. 届出書申請先(担当窓口)

◎長崎県土木部 建設企画課 公共工事契約指導班
(〒850-8570 長崎市尾上町3-1 TEL095-894-3027)

※申請がない場合や、虚偽の記載をした場合、指名停止措置の対象となる場合がありますので、十分確認の上、必ず申請して下さい。